

福岡県公報

平成三十年三月九日
第三千九百七十三号
増刊
①

目次

告示 (第二百一十二号)

○漁業共済の加入区の設定の一部改正

(漁業管理課) ……………

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………

告示

福岡県告示第二百一十二号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号)の一部を次のように改正したので、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十五条第三項において準用する同令第七条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月九日

福岡県知事 小川 洋

表中

かき脇之浦加入区	北九州市漁業協同組合が行使する かき養殖に係る区画漁業権の水域 のうち旧脇之浦漁業協同組合の区 画漁業権の水域	かき養殖業
----------	--	-------

を

北九州市漁業協同組合が行使する

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第四号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十四年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員

かき脇之浦加入区	かき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧脇之浦漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき津屋崎加入区	宗像漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧津屋崎漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業

に改める。

会規則第十三号)の一部を次のように改正する。
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第9条関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名					
殿		職 名		氏 名		⑩	
給与条例第 条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。							(証明書類 通添付)
届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと。)							
□1 新たに職員となつた							
□2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある							
□3 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)							
扶養親族 の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の種類	所得の年額 (見込)	届出事実の 発生年月日	届出の事由

記入上の注意

- 1 太枠内の項目は、職員において記入する。
- 2 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 3 「所得の種類」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等を記入し、所得の年額の算定は、届出時点の現状等を基礎として将来1年間について行う。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

受付年月日		年 月 日受理 ⑩					
認定事項	認定をしない場合はその氏名と事由						
	上記のとおり認定する。				年 月 日	決裁	職名
備考							

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の様式によるものとみなす。